

指針及びマニュアルの記載内容骨子（案）について

I 構造等規制制度の概要	
1. 構造等規制制度の趣旨・狙い	
記載内容	○ 趣旨・狙い 工場・事業場が原因と推定される地下水汚染が依然として各地で発生している現状において、地下水汚染を未然に防止するため、新たに法令に基づく未然防止措置が制度化されたことについて、地下水の重要性も交え記載 ○ その他留意事項 地下水汚染で環境基準超過率が最も高い硝酸性窒素については、今回の制度改正は工場・事業場が対象であり、別途の対策の推進を図っていくことが必要である旨記載
2. 構造等規制制度の概要	
記載内容	○ 制度の概要
3. 関連制度等	
記載内容	○ 条例との関係 地方公共団体において、法律に定める措置より厳しい措置を条例で定めている場合（いわゆる上乗せ規制）があり、そうした場合には当該地方公共団体の条例にも従う必要がある。 ○ 関連法令との関係 今回の措置の実施と土壌汚染対策法（第3条調査義務等）との関係 消防法等との関係（小委員会及び検討会資料を活用）
II 地下水汚染のメカニズムと汚染事例	
1. 有害物質の特性	
記載内容	○ 重金属、VOC、その他等、有害物質の種類に応じた特性について、漏えいや地下浸透、地下水汚染メカニズム等との関連を踏まえ記載
2. 汚染メカニズム	
記載内容	○ 有害物質の漏えいと地下浸透経路について 汚染事例を踏まえ、有害物質の漏えいと地下浸透経路に関する特徴を記載（答申「参考資料2」から） ○ 地下水汚染のメカニズムについて（→資料12） 一般的な地下水汚染のメカニズムを有害物質の特性を踏まえ記載
3. 汚染事例	
記載内容	○ 地下水汚染事例、地下水汚染対策事例を小委員会・検討会の資料等をもとに記載

Ⅲ 構造等規制制度の対象となる施設・事業場について	
1. 有害物質使用特定施設（政令）	
記載内容	○ 有害物質使用特定施設（水濁法施行令第1条）及びその説明
2. 有害物質貯蔵指定施設（政令）	
記載内容	○ 有害物質貯蔵指定施設（政令）及びその説明 （記載内容例） ・対象となる有害物質貯蔵指定施設の考え方 有害物質を貯蔵することを目的とするタンク等の施設が対象となる。従って濃度には関係しない。 ドラム缶等の容器は含まれない。 「地下に浸透するおそれがある」は、当該有害物質が液体で漏えいするような施設を対象とすることを意味している。 規模にかかわらず「有害物質貯蔵指定施設」に該当し得る。 生産設備に組み込まれたタンク（例えば、計量や分析、一時貯蔵の目的等のもの）、排水系統の途中に設けられたためます等の扱いの整理。 貯蔵物の考え方について説明。 （関連事項） ・指定施設についての説明
3. その他	
記載内容	○ 施設・業種と有害物質の関係 どのような業種からどのような有害物質が排出される可能性があるか等を、使用特定施設は排水中に含まれる有害物質等から、貯蔵指定施設はアンケート調査等から、「使用または貯蔵する有害物質」と「業種」の関係を推定・整理。 ※「第2回検討会資料6：有害物質使用特定施設からの排水中に含まれる有害物質」、「今回検討会資料13：貯蔵施設に関するアンケート調査結果（速報）」等を活用し作成。 ○ 届出について 「施設」には、設備本体、設備本体に付帯する配管等（配管の他、継手、バルブ等）や、施設設置場所の周囲の床面、防液堤等が含まれる。また「配管」には、当該施設に接続している配管であって、有害物質が含まれる液体、廃液等が流れるものが含まれる。これらを含めて、設置時には都道府県等に届出を提出することが必要である。 届出の様式及びその解説等も含める。（→資料6） ○ 関連用語の解説 「有害物質を含む水」の説明（→資料4）

IV 構造等規制制度の内容	
記載内容	○ 最初に基本的な考え方を記載 ・新設を対象にした構造等基準が基本となること ・必要に応じて既設向けの実施可能性に配慮した基準を設定し、点検頻度を高めること
IV-1 地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準	
1. 基準（省令レベル）	
記載内容	○ 構造、設備及び使用の方法に関する基準（省令）を記載
2. 基準の解説（指針レベル）	
記載内容	○ 構造、設備及び使用の方法に関する基準について、項目ごと（A、B、C 基準ごと）に考え方及び一般的に想定される内容を解説する。 ○ 項目ごとにその他記載すべき内容と考えられる項目例 ・床面 材質に関する考え方（例：ゴム材等同等の性能を有するものであれば基準に適合など） 施設を2階以上の上層階に設置する場合の扱い（例：漏えいが容易に確認できるものは適合など） 床に接した設置や半地下式等の場合の扱い ・周囲 「想定流出量分の流出を防止できる容量」の考え方（例：ポンプで排出できる場合適合とみなすなど） ・付帯配管等 配管に加え、継手、フランジ類及びバルブ類の配置の考え方（例：目視のしやすい配置が必要） 地下配管等における「同等以上に漏えい等を防止できる措置」の考え方（例：事業者が内容を定め、都道府県等が妥当性を確認） ・排水溝等 「同等以上に漏えい等を防止できる措置」の考え方（付帯配管等と同様） ・地下貯蔵設備等 漏えい検知設備の設置の考え方（例：原則設備の四隅である設置箇所数の事業場の状況に応じた減じ方） 「同等以上に漏えい等を防止できる措置」の考え方（付帯配管等と同様） ・漏えい検知設備 各種項目で取り上げられる漏えい検知の設備や方法の考え方の整理 （検知管（EC、水質等）、流量変化監視設備（在庫管理）、流量変化監視設備（流量比較）貯蔵量常時監視（在庫管理）） ・使用の方法 点検管理要領の考え方及び内容 ○ その他留意事項 構造等に関する基準について、地方公共団体が条例でより厳しい基準を定めている場合には、当該条例に従う必要がある。

3. 対応方法・事例	
記載内容	○ 構造、設備に関する具体的な対策事例・施工方法 基準項目ごとに、一般的に想定される対策事例・施工方法及び留意事項を図面を活用してわかりやすく説明する。 ○ 対策の実施に必要な概略コスト（→資料11） ○ 地下水を汚染した場合の対策費用と、未然防止のための対策の除却費用との比較 ○ 使用の方法の例 一般的に想定される設備に係る作業や施設・設備の運転時に、地下浸透防止のために留意すべき使用の方法、漏えいした場合の対応や漏えい物の処理の方法について、図面を活用してわかりやすく説明する。
IV-2 定期点検及び結果の記録・保存の方法	
1. 点検の方法（省令レベル）	
記載内容	○ 定期点検の方法（省令）、記録、保存の方法を記載
2. 点検の方法の解説（指針レベル）	
記載内容	○ 構造、設備及び使用の方法に関する基準との関係をわかりやすく記載したうえで、定期点検の内容・頻度について、項目ごと（A、B、C基準ごと）に考え方及び一般的に想定される内容を解説する。 ○ 項目ごとにその他記載すべき内容と考えられる項目例 ・漏えい検知による点検時の留意点（例：有害物質の地下浸透の有無を電気伝導度、pH等で検知する場合の注意レベル、警報レベルなどの考え方） ・同等以上の漏えい等の防止措置に対する点検の内容の考え方（例：措置の例に応じた点検方法の例） ○ 記録の方法について考え方及び一般的に想定される内容を解説する。 ○ 項目ごとにその他記載すべき内容と考えられる項目例 ○ 保存期間についての留意事項について記載する。（例：記録の保存は省令で3年間と定められているが、万一発生する将来の地下水汚染の原因調査等に備えて、○年間、または可能であれば○年間保存しておくことが望ましい等） ○ 作業時の日常点検の必要性、一般的に想定される実施すべき内容を記載する。 ○ その他留意事項 点検の方法（項目、頻度）について、地方公共団体が条例でより厳しい方法を定めている場合には、当該条例に従う必要がある。 他法令に基づく点検や検査と重複する場合には、1つの点検・検査を行ったことにより他法に基づく点検と水濁法に基づく点検・検査を実施したものとみなして差し支えない。ただし、その場合でも水濁法に基づく点検・検査の記録を保存する必要があり、他法に基づく点検・検査の記録をもって水濁法の記録に代えることはできない。 参考として、他法令における点検に関する規定について記載（→資料9）

3. 点検の対応方法・事例	
記載内容	○ 点検方法の具体事例 ○ 点検チェックリストの例 ○ 点検結果の記録方法の例 ○ 漏えい等を検知する設備・機器の説明（コスト含む） ○ 点検にかかる労力（頻度・手間）とコスト等の関係を整理して掲載（→資料8） ○ 異常確認時の対応方法の事例（作業の停止、漏えい物の回収、保管、処理等）
4. 貯蔵場所等における対応について	
記載内容	○貯蔵場所等における対応の重要性 有害物質貯蔵指定施設以外で有害物質を保管する場所、または有害物質を取り扱う作業を行う場所については、水濁法の構造等に関する基準の適用や定期点検の実施等の規制の対象とはならないが、有害物質の漏えい、地下浸透により地下水汚染が発生する可能性があることを鑑み、事業者において場所を把握し、有害物質の漏えいの有無を定期的に点検することが必要である旨を記載 ○貯蔵場所等において実施することが望ましい事項 施設以外の貯蔵場所や作業場所における対応について、法令に定められていないが、地下水汚染の未然防止のために実施することが望ましい事項を記載

V 漏えい・地下浸透時の対応	
1. 事故時の措置	
記載内容	○水質汚濁防止法の事故時の措置の概要を記載
2. 地下水の浄化対策	
記載内容	○ 水質汚濁防止法の地下水の浄化対策に関わる制度の概略を記載 （参考に、土対法について目的、規制概要、対象、基準などの概略の紹介も検討） ○ 浄化対策については、手法の概要、特徴、留意事項、適用事例についても紹介 （例えば、地下水揚水法、土壌ガス吸引法、エアースパージング法、鉄粉法、透過性地下水浄化壁法、嫌気性バイオレメディエーション、好気性バイオレメディエーション、原位置土壌洗浄法、原位置封じ込め） ○ その他留意事項 実際の対策を実施する場合には、地元の地方公共団体の試験研究機関において様々な活用可能な知見を有しているので、当該機関と相談、連携しながら進めることが有効である。

Ⅵ 有害物質の管理	
1. リスクコミュニケーション	
記載内容	○ 住民とのリスクコミュニケーションの重要性、実施方法について、本指針・マニュアルにおいては、汚染が明らかになってからの対策のみならず、日常的なコミュニケーションの重要性に焦点を当て、具体的な実施方法等を記載する。 ○ 具体的な事例について記載する。(→資料10)
2. 自主的取組による排出量等の削減努力	
記載内容	○ 自主的な排出量等の削減努力の重要性、実施方法について、具体的な事例も交えて記載する。 ○ 関連する化学物質関連制度について概略を紹介する。

Ⅶ 関係者の連携・支援	
1. 他部局との連携	
記載内容	○ 消防関係部局と十分に連携し、今回の措置の対象外の施設等が原因となって地下水汚染が発生した場合の対応や、施設の廃止後の適切な対応が図られるよう取り組む必要があること等、制度施行時に留意すべき事項を記載する。 ○ また、対象施設の把握のため、一部の有害物質使用特定施設が下水道部局のみに届出がなされていることに鑑み、下水道部局と十分に連携し、情報を共有することが重要である旨を記載する。
2. 事業者の団体の役割	
記載内容	○ 事業者の団体の役割について記載する。 中小規模の事業者の団体をはじめ関係者においては、中小規模の事業者の業種、業態に応じて適切に対応できるよう、積極的な役割を果たすことが期待される。 ○ 具体的な役割の例
3. 事業者等の活用できる支援策	
記載内容	○ 事業者等の活用できる支援策について紹介する。(例：事業者に対する支援措置、事業者団体等から発行されているマニュアルなど)